

中東情勢を踏まえた医療用手袋の放出に関する Q&A

2026 年 5 月 25 日時点版

【医療機関向け】

問1. 手袋の配布要請ができるのは誰ですか。

- 全ての病院、診療所、訪問看護事業所、薬局、助産所が要請可能です。

問2. どのような状況であれば配布要請できるのですか？

- 要請にあたって、G-MIS 上の週次調査で医療用手袋について以下の内容を回答いただきます。

- ①在庫量
- ②1週間の想定消費量
- ③1週間の購入見込み量

- 配布「要」となるのは、これらの情報をもとに、以下を満たす場合です。

①在庫量 < (②今後1週間あたりの想定消費量—③今後1週間に購入できる見込み量) × 4

例) ①在庫量 : 2000 枚 ②1週間の想定消費量 : 1000 枚 ③1週間の購入見込み量 : 400 枚 の場合

②-③=600 枚 (不足量=1週間で在庫から減っていく量)

(②-③) × 4 = 2400 枚 (約1ヶ月分の不足量=約1ヶ月で在庫から減っていく量)

①2000 枚 < 2400 枚

→在庫が1ヶ月以内に尽きると見込まれるため、要配布となります。

問3. 自身の医療機関における在庫量等の状況から、医療用手袋の要請は不要と考えている場合にも、G-MIS の週次調査の回答は必要ですか。

- G-MIS の緊急配布要請を行わない場合 (要請が不要である場合) には、G-MIS の週次調査に回答いただく必要はありません。

- 医療用手袋の確保が困難であり、緊急配布要請を行う場合にご回答ください。

問4. 在庫量とは、SPD で管理している分も含みますか？

SPD で管理している分も含みます。

問5. 在庫量について、L サイズは大量にあり、配布基準を満たさなくなってしまうますが、S サイズは全く在庫が無く、1か月以内に診療に支障を来す可能性があります。その場合はどのように記入したら良いですか？

その場合はSサイズの在庫量のみを記載ください。

問6. 1週間の購入見込み量とは、今回の備蓄配布で購入できる分は含みますか？

含みません。通常の市中で確保できる見込の分を記入ください。

問7. どのような手続きで要請すれば良いのですか？

以下の手続きとなります。

- ①G-MIS の週次調査に回答し、手袋を要請いただく
- ②アスクルの購入サイトから必要情報登録（要請後速やかにご登録ください。）
- ③アスクルからの連絡メールを受領
- ④③のメールに記載の URL から購入

問8. 配布は要請の先着順ですか？

- 期限内であれば原則として要請の順番に関係無く同様に対応いたします（ただし、要請後速やかにアスクルの購入サイトでの必要情報登録もお願いします。必要情報登録が遅れると配送が遅れる可能性があります。）。
- なお、今後の供給状況を踏まえ、必要に応じ追加で放出してまいります。

問9. 要請が可能なのは1度きりですか？

要請は、要請した翌週以降も、配布の条件を満たす限り可能です。

問10. 要請を行った週（1週目）に続いて、その翌週（2週目）も要請することは可能ですか？また、2週目の要請における週次調査の在庫量等の回答にあたっては、1週目の要請により購入できる備蓄品の量を含める必要がありますか。

- 要請は、要請した翌週も、配布の条件を満たす限り可能です。
- 要請を行った週（1週目）に続いて、その翌週（2週目）も要請する場合、2週目の要請における週次調査では、1回目の要請において実際に購入したも

のが届き次第、その量を「在庫量」に含めていただくようお願いいたします。

問11. G-MIS の操作が難しく要請が困難な場合どうしたら良いですか。

- 原則としてG-MISでの要請のみの受付となりますが、やむをえず、G-MISでの要請が困難な場合は、各都道府県にご相談下さい。

問12. 購入できる手袋はどのようなものですか。品質に問題は無いのですか。

- ニトリル手袋となります。一般医療機器としての届出も確認しており、米国（ASTM）規格・欧州（EN）規格適合品であるため、品質に問題はございません。加えて、厚生労働省が契約する保管倉庫で適切に保管しており、使用推奨期限についても1年以上残っています。（R9年度中期限のものです。）
- 製品の詳細については以下をご確認ください。
<https://www.mhlw.go.jp/content/001695951.pdf>

問13. 手袋一枚とは片手分のことですか。

- 片手分のことです。

問14. 購入できる手袋の枚数は何枚ですか。

- 想定消費量の2週間分（G-MISの週次調査で入力頂いた1週間の想定消費量×2）を元に、1000枚単位切り上げ※で販売枚数が決まります。
※例：①想定消費量の2週間分が1～1000枚の場合：1000枚セットを購入可能
②想定消費量の2週間分が1001～2000枚の場合：2000枚セットを購入可能
③想定消費量の3週間分が2001～3000枚の場合：3000枚セットを購入可能 等
- なお、1セット（1000枚（10箱））が最小の販売単位であり、セット単位でサイズ指定が可能※です。
※例：上記の③に該当する医療機関においては、3セットまで購入可能であり、Sサイズを2セット、Mサイズを1セットなどサイズごとにセット数を指定して合計3セット購入することが可能。

問15. 購入した手袋は転売禁止とのことですが、無償での譲渡は可能ですか。

- 近隣の医療機関等に無償でお譲りいただく分には構いません。
- 限られた医療物資の有効活用の観点からも、周囲の医療機関等と連携頂けるのであれば是非お願いします。

問16. アスクルのサイトへの必要情報登録は、既にアスクルの会員である場合も必要ですか。また、2回目以降の配布要請の際にも登録は必要ですか。

- 既にアスクルの会員である場合も、医療機関コードを入力して頂く必要があるため、必要です。
- 2回目以降の配布要請の際は、改めての登録は不要です。

問17. アスクルのサイトに医療機関コードの入力が必要とありますが、医療機関コードはどこで確認できますか。

- 各医療機関は、G-MIS ログイン後のトップ画面上部にある、ナビゲーションメニューから「医療機関マスタ」を選択し、遷移後の画面にて「医療機関コード」を確認することが可能です。

【トップ画面】

厚生労働省 G-MIS 医療機関等情報支援システム

ホーム 調査 知らせ お問合せ FAQ レポート 医療機関マスタ UAT-001 病院

検索キーワードを入力してください

現下の中東情勢を踏まえた「医療機関等における医療機器及び医療物資等の供給に関する情報提供窓口」

厚生労働省では、現下の中東情勢に関して、医薬品、医療機器及び医療物資等の安定供給に向け、業界団体を通じて需給状況の確認を行うなどの対応をとっているところですが、今般、全国の医療機関等の状況を把握するために、医療機関等の皆様からの情報提供窓口を設置いたしました。この窓口は、医療機関等の皆様から医薬品、医療機器及び医療物資等の供給状況に関する情報をいただくことで、医療機器等の情報を幅広く把握し、医療機器等の安定供給を図るために設置するものです。なお、いただいた情報について、供給状況に関する詳細を確認するために、必要に応じて厚生労働省の担当者で連絡を行う場合があります。※令和8年5月12日(火)より調査フォームが変更になっております。

情報提供窓口：こちら

【遷移後の画面（医療機関コードを確認）】

厚生労働省 G-MIS 医療機関等情報支援システム

ホーム 調査 知らせ お問合せ FAQ その他

医療機関マスタ

すべて選択

1個の項目・並び替え基準: 医療機関名・検索条件: すべての医療機関マスタ・登録前に更新されました

医療機関名 ↑	医療機関コード	施設類型	住所	電話番号
1		病院		

注意：ここで入力が必要となるのは、G-MIS 上に記載の医療機関コード（10桁）

です。保険医療機関ではない施設も含め、全施設に G-MIS 上で振られているコードとなりますので、上記の方法でご確認ください。

問18. アスクルのサイトへの必要情報登録は、G-MIS 要請の前にも可能ですか。

- 可能です。登録が遅れると配送が遅れる可能性がありますので早めの対応をお願いします。

問19. アスクルのサイトへの必要情報登録について誤った情報を登録した場合や、登録情報を変更したい場合には、どうすればいいですか。

- アスクルの以下の HP において登録情報の変更方法について掲載しています。
- ご確認いただき、以下に掲載の方法に沿って変更いただくようお願いいたします。

【アスクル登録情報の変更について】

https://www.askul.co.jp/guide/mypage/change01.html?msocid=31f82bfce26a649b1f7f3eede34f6506&sc_e_complete=1

問20. G-MIS での要請の後、アスクルから何の連絡も無い場合はどうしたら良いですか。

- G-MIS での要請及びアスクルの購入サイトでの必要情報登録がなされた場合、原則として要請×切日の翌週半ばにはアスクルより購入に関するメールが届く予定です。

※在庫量等が G-MIS の要請の条件に適していない場合には、各都道府県から医療機関宛てに個別にご連絡予定です。

- それ以上の期間が経過してもメールが届かない場合、登録したメールアドレスに誤りがないかご確認いただくとともに、受信設定（迷惑メール等に入っていないか）等をご確認ください。
- 確認の結果、原因が不明な場合は、アスクルまでお問い合わせください。

問21. アスクルの購入サイトにおいて、医療機関住所が離島等の場合、「配送地域の対象外」の旨が表示されるが、どのように対応すればよいですか。離島の場合は配送できないのですか。

- アスクルの購入サイトでの情報登録のうち、住所を入力する欄において、

離島等、一部地域を入力しようとする、以下のように「ご利用いただけ
ない地域です」と表示され、登録ができない場合があります。(エラー表示)

- この場合、サイト上での案内に従い、以下のイメージ画面の「こちら」から申請用のエクセルファイルをダウンロードいただき、必要情報をエクセルに記入いただくとともに、以下のアドレスにご提出ください。これにより購入サイトに登録いただいたこととなります。

【提出先メールアドレス】 bm-gyom@askul.co.jp

- 今般の備蓄放出については、離島地域を含め、いずれの住所についても配送が可能です。

(購入画面イメージ)

以下のように表示されます。

郵便番号		必須	半角数字 <input type="text"/> - <input type="text"/> 〒 入力した郵便番号で住所を検索する 該当する住所の右にある【選択】 ボタンをクリックしてください。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>郵便番号</th> <th>住所</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td>ご利用頂けない地域です</td> </tr> </tbody> </table>	郵便番号	住所		<input type="text"/>	<input type="text"/>	ご利用頂けない地域です
	郵便番号	住所							
<input type="text"/>	<input type="text"/>	ご利用頂けない地域です							
			※番地に数字以外を入力される場合は、住所の手入力画面にて「町村」の欄に番地も一緒に入力してください。 住所を手入力						
ご住所	都道府県 市区部 町村	必須							
	番地	必須	ハイフンを含め半角12文字以内 <input type="text"/> 【例】 1-2-3 <input type="checkbox"/> 番地がない						

「こちら」をクリックいただき、エクセルファイルをダウンロードください。エクセルに必要事項を記入のうえ、上記に記載のメールアドレスまでご提出ください。

郵便番号	必須	半角数字 <input type="text"/> - <input type="text"/> 〒 入力した郵便番号で住所を検索する ※郵便番号を入力後、住所選択でエラーになる場合は、 こちら より申し込みデータをダウンロードいただき、必要事項を入力の上、申し込みデータ記載の宛先まで申し込みデータを送付ください。 2営業日程度(土日祝除く)で返信させていただきます。 ※企業郵便番号で住所検索をすると、通常の郵便番号に変更されます。 商品などのお届けに問題はありませんので、企業郵便番号への変更は行わないようにお願いします。 ※番地に数字以外を入力される場合は、住所の手入力画面にて「町村」の欄に番地も一緒に入力してください。 住所を手入力
------	----	---

問22. G-MIS での要請の後、どれくらいで手袋は届きますか。

- 医療機関には、毎週水曜 17 時×で G-MIS から要請いただきます。
その後、各医療機関におかれては速やかに販売業者の購入サイトより必要情報の登録をお願いします。
- その後、国・都道府県において要請内容について確認を行い、要請内容等について問題ない場合には、対象医療機関のメールアドレス宛てに翌週半ばにはアスクルより購入に関するメールが届く予定です。
- 医療機関において受領したメールより購入手続を実施いただいた後、数日以内に配送される予定です。

問23. 今般の放出の対象には、介護施設は含まれますか。

- 今般の備蓄放出の対象には、介護施設は含まれません。
- まずは、医療行為を主に行っており、使用枚数が多く、不足の声が多く聞かれる医療機関から放出を行うこととしておりますが、今後の方針については、引き続き現場の声を丁寧に聞きながら、今後の供給状況も踏まえて様々な対応を検討してまいります。
- なお、G-MIS 上で診療所として登録されている、介護施設内の医務室等については今般の放出の対象となります。

問24. G-MIS への登録がなされておらず、医療機関コードが存在しないのですが、どのように要請すればいいですか。

- 現在 G-MIS に登録がなされておらず、医療機関コードが存在しない医療機関における要請方法については、各都道府県にご相談下さい。

問25. 1つの法人内に複数の施設がある場合、施設ごとに要請を行う必要がありますか。

- 1つの法人内に複数の施設がある場合、
 - ・施設ごとの要請
 - ・法人でまとめた要請のいずれでもかまいません。
- ただし、G-MIS 上で要請した医療機関と、アスクルの購入サイトに登録いただく医療機関は一致する必要があります。すなわち、G-MIS 上で要請を行った医療機関の医療機関コードを、アスクルの購入サイトでも登録いただく必要がありますので、ご留意いただくようお願いいたします。

問26. 分からないことがある場合はどこに問い合わせをしたら良いですか。

○ 問い合わせ内容ごとに以下の通りご連絡ください。

問い合わせ内容	問い合わせ先	連絡先
<ul style="list-style-type: none">・ 備蓄配布の取組全体・ 下記以外	厚生労働省 医薬産業振興・医療情報企画課（医療用手袋担当）	原則メールにて受付 sos-busshi@mhlw.go.jp ※ x を@に変換 緊急の場合等には下記電話番号まで 03-3595-3529
<ul style="list-style-type: none">・ 要請に対する個々の要否判定・ G-MIS 要請が難しい場合の対応	各都道府県	厚生労働省 HP に掲載 中東情勢を踏まえた医療用手袋の放出について 厚生労働省
<ul style="list-style-type: none">・ G-MIS の操作方法、アカウント情報	G-MIS 窓口	メール : helpdesk@gmis.mhlw.go.jp ※ x を@に変換ください。
<ul style="list-style-type: none">・ 購入手続き・ アスクルのアカウント情報	アスクル株式会社	アスクル 国備蓄物資 専用窓口 フリーダイヤル : 0120-662-777 IP 電話からは 03-6731-7874 受付時間 : 10:00~17:00 (月~金) 祝祭日を除く

(G-MIS 操作関連 (医療機関))

問27. G-MIS の ID 等が不明なのですがどうしたら良いですか。

- G-MIS のログイン ID は、G-MIS 事務局からお送りしたメールに記載されておりますので、当該メール (件名「【厚生労働省 G-MIS 事務局】G-MIS ログイン ID のお知らせ及びパスワード設定のご依頼」) を検索の上、ご確認下さい。その他パスワードが不明等も含め、詳しくは、G-MIS ログイン画面に掲載されている「よくある問い合わせ」をご確認ください。

【参考：よくあるお問い合わせ】

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001698238.pdf>

問28. G-MIS の緊急配布要請は PC のほか、スマートフォンやタブレットから行うことができますか。

- 可能です。

問29. G-MIS の緊急配布要請を行うと「エラーあり」と表示されます。どうすればいいですか。

- 緊急配布要請マニュアルに記載のある通り、「エラーあり」は要請の条件を満たしておらず、適切に要請できていない状態です。
- 「エラーあり」は、週次調査に回答しないまま緊急配布要請を行っている場合がこれに該当します。また、週次調査については最新の日付の調査に回答いただく必要があります。(古い調査に回答している場合には、「エラーあり」となります。)
- 週次調査に回答しないまま緊急配布要請を行った場合には、要請後、週次調査に回答したうえで、再度要請画面から「システムチェック&申請」ボタンを押して要請いただくようお願いいたします。(再度申請ボタンを押さないと、「エラーあり」のままとなってしまいます。)
- 要請が適切に完了した場合には、ステータス「都道府県・国確認中」のになりますので、必ずステータス「都道府県・国確認中」になっているかご確認ください。

【緊急配布要請マニュアル】

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001700240.pdf>

問30. G-MIS で誤って要請をしてしまいました。要請を取り下げることができますか。

○ 誤って要請した場合、G-MIS 上では要請の削除はできません。要請を取り下げたい場合には、限られた医療物資の有効活用の観点から、G-MIS の要請受付締切の翌日である毎週木曜 12:00 までに、自身の医療機関が所在する都道府県に取り下げたい旨ご連絡いただきますようお願いいたします。

○ なお、取り下げた後も、要請の要件を満たしていれば、次回以降の要請受付期間において再度要請いただくことは可能です。